

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約の契約前公表
(沖縄市契約規則第32条第4項第1号準用)

契約前

公表日 令和8年3月17日

1. 契約前公表内容

契約前 公表日	令和8年3月17日
契約 内 容	資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管等）
委 託 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約先の決定方法 及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び 提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③法人の従業者数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ④他の事業所との契約実績書の提出 ⑤提出期限 令和8年3月24日（火）午後2時まで
契約担当課	業務第一課 電話 (098)921-0883 担当：當眞

* 見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

2. 契約後公表内容

契約締結日	
契約金額	
契約先の 氏名及び住所	
契約理由	

令和 8 年度

資源ごみ等分別業務委託仕様書
(廃蛍光管等)

倉浜衛生施設組合

資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管等）仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は倉浜衛生施設組合がリサイクルセンターにおける資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管）の内容を示したものである。受託者は業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

- (1) 廃蛍光管等の梱包作業
- (2) スプレー缶、ガスライター等のガス抜き作業
- (3) 乾電池等の分別及び、絶縁作業
- (4) 上記以外の業務が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ業務を行うものとする。

4. 人員

配置人員 6名

5. 勤務及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日から土曜日（祝日含む）
- (2) 勤務時間 8：30 から 17：15 まで

※ただし、1月1日から1月3日までは休みとする。

6. 作業要領

- (1) 委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務に支障をきたさぬよう作業を実施するものとする。
- (2) 作業中に事故等が発生した場合は、速やかに委託者の担当者に連絡し、その指示に従うものとする。

7. 作業服装

- (1) 作業服、ヘルメット、作業に適した靴、マスク、手袋等を着用すること。
- (2) スプレー缶等のガス抜き作業を行う際はマスクを着用とする。

8. 業務の委託

第三者に対して委託業務の一部もしくは全部を委託、もしくは請け負わせ本契約より生じる権利義務を譲渡してはならない。

9. その他

委託者より消耗品の提供は行なわない。

本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。